

令和2年度用『情報のノート 新・社会と情報』訂正のお願い

令和2年4月に供給させていただきました『情報のノート 新・社会と情報』におきまして、以下の訂正がございます。深くお詫び申し上げますとともに、訂正内容にご留意のうえご指導いただきたく、謹んでご連絡申し上げます。

ご高配のほど、よろしくお願い申し上げます。

日本文教出版株式会社

No	訂正部分		原文	訂正文
	ページ	問題番号		
1	18	大問1	▼(㉓)の保護期間は原則として著作者の死後(㉔)50)年,	▼(㉓)の保護期間は原則として著作者の死後(㉔)70)年,
2	18	大問1	する(㉕)意匠権)は権利取得から(㉖)20)年間保護される。 (語群) 10 20 50 70	する(㉕)意匠権)は出願の日から(㉖)25)年間保護される。 (語群) 10 25 20 50 70
3	110	大問1	㉗)著作者の死後50)年以上経過した人の文学作品をWeb ページで公開する。	㉗)著作者の死後70)年以上経過した人の文学作品をWeb ページで公開する。

※いずれも法律改正により保護期間が延長されたことに対応する修正です。

この内容についてのお問い合わせ先 編集部直通 03-3389-9351